

# UBC情報

発行： 2026年2月2日

No. 308

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和7年分の所得税確定申告書の受付は、2月16日（月）～3月16日（月）までです。納付期限も3月16日（月）です。

振替納税をご利用の場合は、

申告所得税及び復興特別所得税4月23日（木）  
消費税及び地方消費税4月30日（木）です。

## トピックス

## 令和8年度税制改正大綱（主な個人関連）

◎所得税の基礎控除等の引上げ……基礎控除と給与所得控除の最低保障額を物価上昇に連動して引上げる仕組みとした上で、基礎控除の特例（所得金額に応じて加算）なども上乗せします。これにより、令和8・9年分の基礎控除額は給与収入665万円以下の場合、104万円に引上げられます。また、給与所得控除の最低保障額は74万円に引上げられ、給与所得者の課税最低限を178万円とします。

◎住宅ローン控除の延長等……適用期限を5年間延長した上で、省エネ性能の高い既存住宅（認定住宅・ZEH水準省エネ住宅）に係る借入限度額を3500万円（子育て世帯等は4500万円）に引上げるほか、省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充するなどの見直しを行います。

◎NISAの拡充……令和9年から18歳未満を対象としたつみたて投資枠（年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円）を設けます。

◎暗号資産の分離課税化等……暗号資産取引業者に対して特定暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されているもの）を譲渡等をした場合、他の所得と分離して20%の税率で課税します。また、譲渡損失について3年間の繰越控除制度を設けます。

◎貸付用不動産の評価方法の見直し……市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引で取得又は新築をした一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額相当で評価します。

◎その他……ふるさと納税に係る特例控除額に定額上限（給与収入1億円相当）、教育資金贈与に係る非課税措置終了、防衛特別所得税の課税など。

### ふるさと納税ワンストップ特例の申請期限

令和7年分のふるさと納税として税金の控除を受けるには寄附金の支払いを年内に完了している必要があります。

確定申告が不要な給与所得者等で、その年に寄附した自治体が5団体以内の場合は確定申告を行わなくて控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できますが、ワンストップ特例を受ける場合は寄附先の自治体へ申請書等を令和8年1月10日までに提出している必要があります。

寄附先が6団体以上となった場合や期限内に申請書を提出できなかった場合は、ワンストップ特例は適用されないため、控除を受けるには確定申告をして控除を受けます。



## 相続税の課税対象となった割合は10.4%

国税庁が公表した「令和6年分 相続税の申告事績」によると、相続税の課税対象となった被相続人の割合は10.4%となりました。

### ◆課税価格は被相続人1人あたり1億4千万円

令和6年に亡くなった160万5378人（前年比1.9%増）のうち、相続税の課税対象となった被相続人は16万6730人（同7.1%増）となり、その割合は10.4%（同0.5ポイント増）でした。

課税対象となった被相続人の課税価格（相続財産価額から債務・葬式費用を控除し、相続前3年以内の贈与財産等を加算）は総額23兆3846億円（同8.1%増）となり、被相続人1人あたり1億4025万円（同1.0%増）となっています。また、申告税額は総額3兆2446億円（同8.0%増）で1人当たり1946万円（同0.8%増）となり、いずれも相続税の基礎控除額が引下げられた平成27年分以降で最高となっています。

### ◆暦年課税による生前贈与の加算期間の改正

相続税は、亡くなった被相続人から相続等により取得した財産の課税価格が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税対象となり、相続人は相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告する必要があります。

なお、相続税の課税価格に加算される生前贈与（暦年課税）の対象期間は、改正により相続開始前7年以内となりました（相続開始前3年超7年以内における贈与は総額100万円まで加算されません）。これは令和6年1月以後の贈与財産に適用されるため、相続開始日が令和9年以後の場合に3年を超える加算期間となり、令和13年以後に7年となります。

## 令和6年度に実施された所得税の調査等

国税庁は近年、AIなどを活用して調査対象を選定しており、令和6事務年度（令和6年7月～7年6月）において所得税の調査等は73万6千件（実地調査4万7千件、文書や電話などによる簡易な接触68万9千件）実施され、そのうち実地調査で3万9千件、簡易な接触で33万件に申告漏れ等の非違がありました。

実地調査により把握された申告漏れ所得金額は5815億円（1件あたり1240万円）で追徴税額は1132億円（同241万円）、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3502億円（同51万円）で追徴税額は299億円（同4万円）となり、追徴税額の総額は過去最高となっています。

## 交際費等に該当しない飲食費の要件は

法人が従業員等を対象に行う社内忘年会等で通常要する費用は福利厚生費となります。一方、取引先等を接待する費用は原則、交際費等に該当し損金不算入となります（中小法人は年800万円まで損金算入できる特例などがあります）。

ただし、飲食等に要する費用で参加者1人当たり1万円以下（税込経理は消費税込み、税抜経理は消費税抜きで判定）の場合は、交際費等から除かれ損金算入できます（1万円を超えると全額が交際費等に該当）。この規定は、参加者数や参加者の氏名及び関係、飲食店等の名称及び所在地など必要事項を記載した書類の保存が適用要件です。

## 令和8年1月から実施される電気・ガス料金支援

政府の総合経済対策により、令和8年1月から家庭や企業などに対する電気・都市ガス料金の負担軽減措置が実施され、1月使用分～3月使用分について使用量に応じた値引きが行われます。

具体的には、1・2月使用分は電気が1 kWhあたり4.5円（高圧契約の場合は2.3円）、都市ガスが1 m<sup>3</sup>あたり18.0円の値引きとなります。3月使用分は値引き単価が減少し、電気が1 kWhあたり1.5円（高圧契約の場合は0.8円）、都市ガスが1 m<sup>3</sup>あたり6.0円となります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL : 0836-33-6717 FAX : 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 308

発行：2026年  
2月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL：0836-33-6717  
FAX：0836-33-6753  
Mail：info@ubc-net.com  
URL：https://www.ubc-net.com  
所属：（一財）総合福祉研究会  
(一社) 全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 事業活動計算書各論 【特別増減差額、当期活動増減差額、法人税等、税効果会計】



#### 1. 特別増減差額

事業活動計算書における特別収益項目を合計した「特別収益計」から特別費用項目を合計した「特別費用計」を差し引いた、当会計年度における特別増減による損益を表す項目を言い、事業活動計算書においては「特別増減差額」として記載されます。

#### 2. 当期活動増減差額

事業活動計算書における「経常増減差額」と「特別増減差額」を合計した、当会計年度における全ての事業活動から生じた損益を表す項目を言い、事業活動計算書においては、「当期活動増減差額」として記載されます。

#### 3. 法人税、住民税及び事業税

社会福祉法人が行う事業の多くは法人税が非課税ですが、法人税法上の「公益法人等」（法人税法別表第2）に含まれるため、法人税法上の「収益事業」を行い、そこから課税所得が生じた場合には、法人税の課税対象になります。この場合には、法人税、住民税及び事業税の会計処理が必要になります。

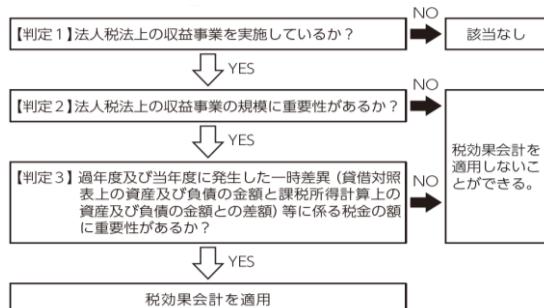
法人税、住民税及び事業税を負担する法人の場合、事業活動計算書の通常の様式に欄を追加することが求められます（運用上の留意事項第24（1））。すなわち、「経常増減差額」と「特別増減差額」の合計として「税引前当期活動増減差額」を算出し、そこから「法人税、住民税及び事業税」を差し引いて、「当期活動増減差額」を算出します（税効果会計を適用する場合については後述します）。

#### 4. 法人税等調整額

社会福祉法人が法人税法上の収益事業を実施している場合、重要性が乏しい場合を除き、税効果会計を適用することが必要となります。（運用上の取扱い1（6））。

すなわち、社会福祉法人において法人税法上の収益事業を実施していない場合には、税効果会計を適用する余地はありませんが、実施している場合には実務上は会計年度毎に重要性の判断が必要になります。この点、具体的な判定方法は、非営利法人委員会研究資料第5号「社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A」（2012年7月18日改正 2019年3月27日 日本公認会計士協会）の《5. 税効果会計》が参考になります。なお、会計年度毎に適用の有無が変わると計算書類の比較可能性を損なうため、適用にあたっては慎重な判断が必要です。

（参考）「社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A」の《5. 税効果会計》より



税効果会計を適用する法人の場合、事業活動計算書の通常の様式に欄を追加することが求められます（運用上の留意事項24ア）。すなわち、「経常増減差額」と「特別増減差額」の合計として一旦「税引前当期活動増減差額」を算出し、そこから「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を差し引いて、「当期活動増減差額」を算出します。

## 【コラム】積立資産の運用と会計処理について

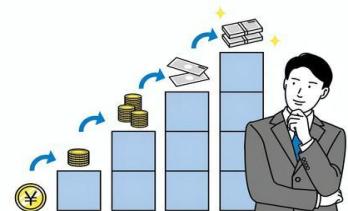
積立資産の運用について、制度上は従前から株式や株式を含む投資信託等による運用が可能となっていますが、実務上は元本保証を優先に定款や資金管理規程で運用先を定期預金や元本保証のある債券等に限定している法人も多いかと思います。然しながら今後はインフレに負けないよう、株式や株式を含む投資信託、外貨建資産等のリスク商品での運用の必要性が出てくると思われますので、定款や経理規程、資金管理規程を見直す法人も増えてくることが予想されます。

リスク商品で運用する場合、毎決算期末に評価損益が発生しますが、積立資産と積立金は、（一部の例外を除くと）同額を計上しないといけませんので、評価損益相当額の資産残高の変動分は、当該年度の事業活動計算書において積立金の積立・取崩して対応することが想定されます。他方、例えば、業績不振で積立金の積立原資がない場合において積立資産に評価益が生じるケースでは、評価益相当額の資産残高の変動分を、積立金の積立て対応できず、積立資産の取り崩しで積立資産残高を維持する方法も考えられますが、積立資産を取り崩して積立金残高と一致させる作業が煩雑になりますのであまり現実的ではありません。この場合、課長通知19(1)を適用してアンバランスのまま放置するという選択肢も考えられます。

また、本コラムは積立資産の運用を前提としていますが、仮に投資有価証券での運用であれば、局長通知19の制約から解放されますので、積立資産で運用せず、敢えて投資有価証券で運用するのも経営判断です。

いずれにせよ、積立資産等の運用実態を適切に把握し、経営環境やクライアントニーズに即した運用方針の提案を行い、決算対応を漏れなく行うことが大切だと考えます。

文責：元厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 社会福祉法人経営指導専門官  
公認会計士・税理士 近 芳弘



## 医療・介護等支援パッケージを緊急措置とするとともに処遇改善

政府は令和7年11月21日、総合経済対策を閣議決定しました。規模は一般会計の歳出で17.7兆円、減税(2.7兆円)、特別会計(0.9兆円)を合わせた、いわゆる真水分で21.3兆円程度を見込みます。医療・介護等を重視し、医療・介護等支援パッケージにより緊急措置とするとともに、処遇改善を実施します。詳細は令和7年度補正予算案編成で明らかになります。

総合経済対策は3つの柱で構成されます。①生活の安全保障・物価高への対応(一般会計が8.9兆円、減税が2.7兆円等)②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現(一般会計が6.4兆円、特別会計が0.8兆円)③防衛力と外交力の強化(一般会計が1.7兆円)であり、今後への備えとして、0.7兆円の予備費も措置します。

第1の柱の事業者向け支援として、最初に掲げたのが医療・介護等支援です。同日の会見で高市早苗首相は、「赤字の医療機関・介護施設を中心に、報酬決定の時期を待たず、前倒しで補助金を医療・介護等支援パッケージにて緊急措置します。処遇改善については、賃上げに取り組む医療機関で働く従事者に対して、プラス3%の半年分の賃上げ、介護従事者全般には月1万円(半年分)の賃上げを措置します。加えて診療材料費、病院建て替え、病床数適正化等の経営改善支援を行う」と述べました。

また、「健康医療安全保障の構築・人への投資の促進」として、△歯科健診・がん検診の推進△データヘルス等の推進△女性特有の健康課題への対応推進△感染症対策△テロ対策一のための取組みを進めます。



(総合福祉研究会)